

シルバー派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆さまの豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

実施事業所	派遣労働者数 (人)	派遣先の数 (社)	派遣料金の平均 額 (円)	派遣会員の賃金 の平均額 (円)	マージン率
山形市	228	44	8,887	7,085	15%
米沢市	39	17	9,864	7,753	17%
鶴岡市	265	64	9,223	7,090	20%
酒田市	239	45	11,006	8,499	20~35%
新庄・最上地域	31	9	11,966	9,530	15~20%
寒河江市	31	14	9,473	7,507	15~20%
天童市	28	10	9,149	7,261	16~18%
南陽市	35	7	9,192	7,312	18%
村山市	21	15	9,678	7,304	14~20%
長井・西置賜地域	57	12	9,345	7,305	13~20%
東根市	33	12	9,255	7,186	20%
東置賜	10	4	8,237	6,710	13~18%
河北町	27	12	9,236	7,311	18%
上山市	54	12	9,481	7,375	20%
尾花沢市	13	4	9,969	7,830	15~20%
山辺町	23	8	9,140	7,296	15~17%
大江町	3	3	12,897	10,468	12%
庄内町	61	17	10,194	7,784	20~25%
中山町	3	1	8,533	6,573	18%
西川町	4	1	11,844	9,209	17%
遊佐町	59	9	10,483	8,131	20%
朝日町	13	2	11,209	8,710	17%
三川町	55	10	8,738	6,976	14~18%
大石田町	18	7	10,791	8,647	17%
小国町	0	0	—	—	—

※派遣料金の平均額＝（労働者派遣の料金総額）／（派遣労働者が従事した総時間数）×8時間

※派遣会員の平均賃金（派遣会員の総賃金）／（派遣会員が従事した総時間数）×8時間

※マージン率＝（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）÷派遣料金の平均額

○労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結していない。（派遣先均等・均衡方式）

○その他の事項

・労災保険、有給休暇

・指定宿泊施設会員割引制度等

（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）

・健康保険・厚生年金・雇用保険

原則として適用なし（臨時的かつ短期的な就業であるため）

※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上